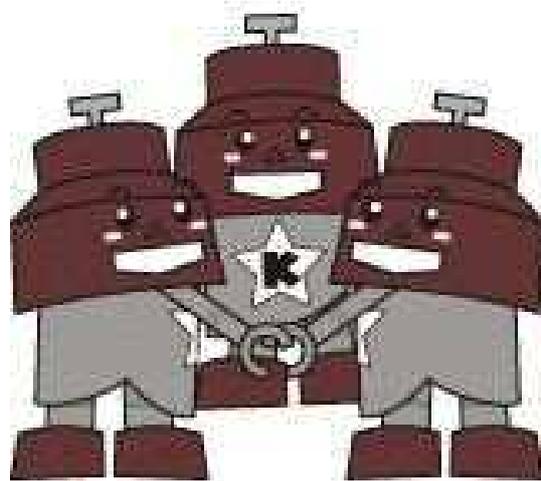


# 民生委員協力員の手引き



川口市マスコットキャラクター  
きゅぼらん

令和元年 12 月  
川口市



# 目 次

|                        |       |    |
|------------------------|-------|----|
| ◆ 民生委員協力員とは            | ..... | 1  |
| 1. 制度の概要               |       |    |
| 2. 基本的な考え方             |       |    |
| 3. 制度のイメージ             |       |    |
| ◆ 民生委員協力員の活動内容         | ..... | 3  |
| ・協力員ができること（活動範囲の例）     |       |    |
| ・民生委員が行うもの（協力員はできないもの） |       |    |
| ◆ 想定される協力員制度の活用事例      | ..... | 5  |
| ◆ 個人情報の保護              | ..... | 7  |
| ◆ 協力員委嘱までの流れ           | ..... | 8  |
| ・協力員の適格要件              |       |    |
| ◆ その他                  | ..... | 9  |
| ・活動費の支給                |       |    |
| ・ボランティア活動保険            |       |    |
| ・活動報告書の提出              |       |    |
| ・辞任する場合                |       |    |
| ・留意事項                  |       |    |
| ・Q&A                   |       |    |
| ◆ 各種書式・参考資料            | ..... | 16 |
| ・川口市民生委員協力員設置要綱        |       |    |
| ・協力員推薦書（様式第1号）         |       |    |
| ・誓約書（様式第2号）            |       |    |
| ・協力員辞任届（様式第3号）         |       |    |
| ・協力員活動報告書（様式第4号）       |       |    |

## 民生委員協力員とは

民生委員・児童委員（以下「民生委員」といいます）は、地域住民の身近な相談役として、地域の見守りや関係機関への橋渡しなど、地域福祉の担い手として様々な活動を行っています。

しかしながら、近年では、少子・高齢社会の急速な進展により、核家族化や単身世帯、生活困窮者や児童虐待など多様化・複雑化した問題を抱える世帯が増加するなど、民生委員の重要度や期待が高まる一方で、負担の増加やなり手不足の問題が生じています。

平成30年に実施した川口市民生委員へのアンケートでは、約半数以上の方が日頃の民生委員活動に負担を感じているという結果が出ました。

そこで、川口市では、民生委員の負担軽減を図る一つ的手段として、また、新たな地域福祉の担い手となる人材の育成を目的として、民生委員活動の補佐・協力をする「民生委員協力員」制度を導入することとなりました。

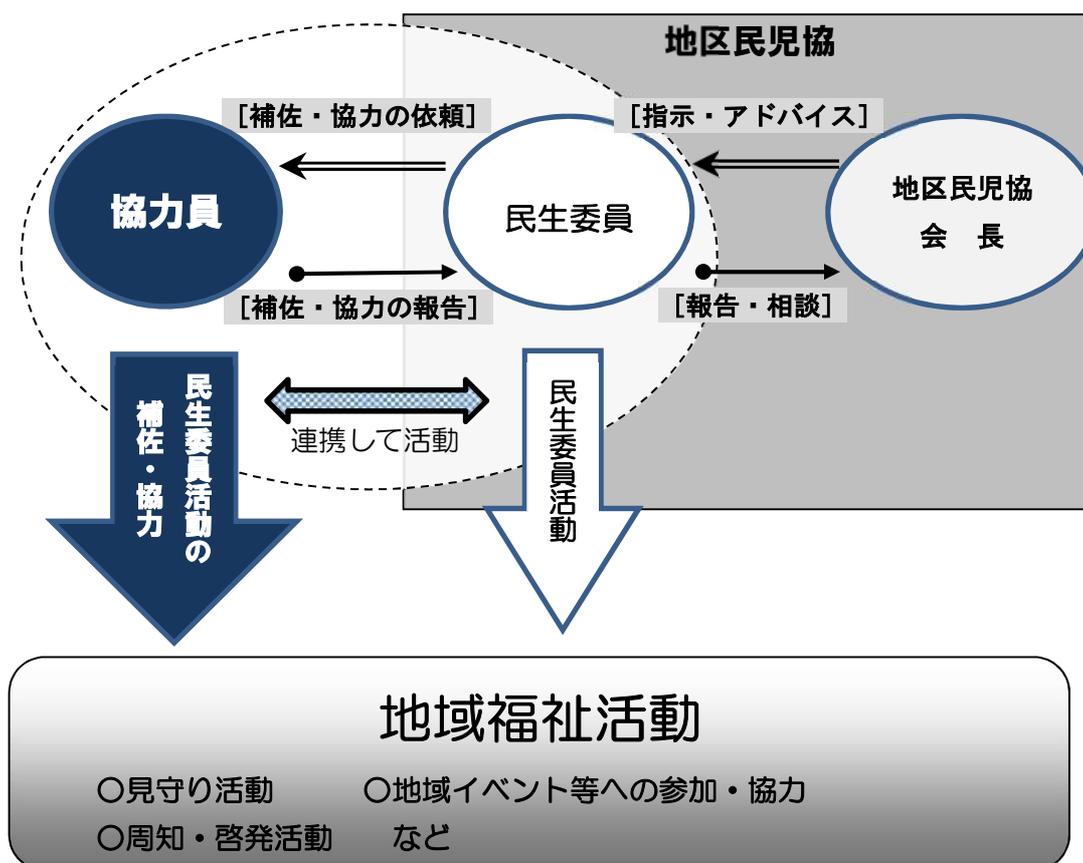
### 1. 制度の概要

- ◆民生委員1人につき、1人の民生委員協力員（以下「協力員」といいます）を設置することができる制度です。※希望しない方は設置する必要はありません。
- ◆協力員を必要とする民生委員自身が、一緒に活動するうえで信頼できる人を協力員候補者として選び、地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」といいます）会長に推薦書を提出します。
- ◆地区民児協会長は、協力員設置の必要性和候補者の適格性を判断して市長に推薦し、市長が協力員として委嘱します。
- ◆協力員は、民生委員の指示・指導のもと、活動の補佐を行います。
- ◆協力員の任期は、ともに活動する民生委員と同じ（最長3年）です。
- ◆協力員は、市から活動費（実費弁償相当額）が支給されます。
- ◆協力員には、民生委員と同様の守秘義務が課せられますので、活動で知り得た秘密を遵守する旨の誓約書を事前に提出していただきます。

## 2. 基本的な考え方

- ◆あくまでも活動の中心となるのは、民生委員です。
- ◆協力員が民生委員を円滑にサポートするには、相互に協力し合うことが大切です。
- ◆民生委員と協力員は、活動上のパートナーとして連携しましょう。
- ◆無理をせず、また、抱え込まずに活動することを心がけましょう。

## 3. 制度のイメージ



## 民生委員協力員の活動内容

協力員は、ともに行動する民生委員の担当地区内の活動について、補佐・協力を行います。あくまでも活動の中心となるのは、民生委員です。

協力員として活動した際には、小さな事であっても必ず民生委員への報告・連絡・相談を行うものとします。

### 協力員ができること（活動範囲の例）

#### （１）民生委員と同行し、対象者宅へ訪問すること

（例）訪問する対象者が初対面、または、異性の単身者等で民生委員１人では訪問しづらい場合の同行訪問など

#### （２）地域の見守り活動や安否確認等の調査のため訪問を行うこと

（例）高齢者や障害者宅への声かけ運動や、安否確認等のため訪問する  
（例）夜遅くまで外で遊んでいる小学生に声をかけて事情を尋ねる

#### （３）地域福祉に関するイベント等に参加すること

（例）敬老会やサロン活動（子育て等）の地域活動へ参加し協力すること

#### （４）周知・啓発活動

（例）地域福祉イベント等のお知らせを対象者宅へ配布する  
（例）振り込め詐欺や熱中症予防等の啓発チラシを対象者宅へ配布する  
※民生委員が定期的に訪問している対象者宅への訪問や、軽易な調査（安否確認含む）、啓発活動等については協力員１人でも活動することができます。

### 民生委員が行うもの（協力員はできないもの）

#### （１）福祉支援等に関する具体的な相談について対応すること

（例）地域住民から生活費のことで相談を受けたため、具体的な内容を聞くために訪問し、市の生活保護担当窓口まで案内した。  
（例）高齢者から介護サービスの利用について相談を受けたため、介護保険課の担当者と調整し、サービス内容について説明した

(例) 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付について相談を受けたため、訪問して貸付申請手続きを行った

※協力員が地域住民から相談を受け、市や関係機関との連絡調整が必要な場合には、1人では行わず必ず民生委員に相談してください。

## (2) 金銭を扱う業務

(例) 対象者宅へ自治会等からの祝い金を配布すること

## (3) 民生委員固有の事務

(例) 調査事務を行うこと

※市担当課から民生委員に依頼がある事務で、無職・扶養の事実、生計同一、居住実態把握等の調査を行う、いわゆる民生委員の証明事務といわれている調査

## (4) 会議等への出席

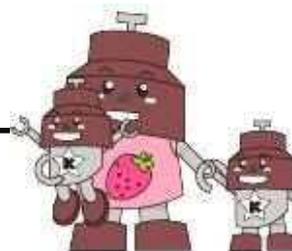
(例) 地区民児協定例会や総会、全体部会等へ出席すること

(例) 民生委員が対象となっている研修会へ参加すること

※(1)~(3)については、民生委員に同行してサポートすることは可能です。

## ここがポイント

民生委員が協力員に対してどこまでの補佐・協力を求めるのかは、それぞれの民生委員によって異なると思われます。協力員にお願いする活動については、民生委員と協力員が事前に十分調整をし、お互いに理解したうえで活動を進めていきましょう。



## 想定される協力員制度の活用事例

それぞれの民生委員が、様々な方法で協力員を活用していただくことにより、日頃の民生委員活動の負担を少しでも軽減することができるのが協力員制度です。ここでは、想定される協力員制度の活動事例をいくつか紹介します。

### **（１）欠員地区のカバーに負担を感じている民生委員**

長年民生委員が欠員となっている隣の地区をカバーしているが、自分の担当地区に手がかかるため、欠員地区の見守り活動が難しくなってきた。

#### 協力員制度を活用してみると…

主に欠員地区の見守り活動や啓発チラシの配布など、協力員には軽易な訪問を中心をお願いしてみたところ、負担が軽減されて担当地区の見守り活動に専念できるようになった。

### **（２）民生委員が欠員となっている町会・自治会をカバーしている民生委員**

#### 協力員制度を活用してみると…

民生委員が欠員となっている隣の町会内に信頼のおける友人がいたので、協力員をお願いしてみた。自分が属する町会と違い隣の町会については情報が少なく、今まで活動するうえで負担を感じていたが、その町会に属する協力員と一緒に活動することで、訪問時の顔つなぎをしてもらうなど、気持ち的な負担が大きく軽減された。

### **（３）初めて訪問するお宅に1人で行くことに負担を感じている民生委員**

#### 協力員制度を活用してみると…

最近担当地区内に新築の集合住宅が増え、担当世帯が増加してしまった。1人で回れないこともないが、引っ越してきたばかりのお宅を訪問するのは少し心細かったため、初めてののお宅を訪問するときに限り協力員に同行してもらうことにした。

#### (4) 高齢者の異性宅へ1人で訪問することに負担を感じている民生委員

##### 協力員制度を活用してみると…

異性宅を訪問するたびに、相手から警戒されている気がして心理的な負担を感じていた。異性の協力員を選んでペアで活動することで、どんなお宅を訪問するにも負担を感じる事がなくなった。

#### (5) 家庭の事情等により活動に専念できる時間が減ってしまった民生委員

##### 協力員制度を活用してみると…

家族の介護や自身の通院等により、民生委員活動に専念できる時間が減ってしまったため、高齢者宅への声かけやサロン活動への参加など、予定があるときは遠慮せず協力員にお願いすることにした。

#### (6) 民生委員活動に対して大きな不安を感じている新任の民生委員

##### 協力員制度を活用してみると…

民生委員を引き受けたものの、初めてのボランティア活動で不安ばかりだったが、民生委員OBの方が協力員になってくれたおかげで、しっかりと引継ぎをしながら安心して日々の活動ができた。

#### (7) 地区民児協として協力員制度を活用したい場合

活動費集計表の整理やその他の事務・雑務など、民生委員個人ではなく地区民児協内に協力員を設置したい場合、地区民児協会長と副会長等で協力員の活動範囲について十分調整したうえ、候補者の推薦にあたっては地区民児協会長または副会長が要請者となり、市に推薦書を提出してください。なお、協力員は定例会には参加できませんが、定例会前後の準備や整理等に協力してもらうことは可能です。

※ここで紹介した事例以外にも協力員が必要だと感じた際には、ぜひ協力員制度をご活用ください。

## 個人情報保護

個人情報保護法や川口市個人情報保護条例が施行されてから、個人のプライバシーの意識が高くなっており、万一情報が漏洩すると、民生委員や協力員の信用を著しく損なうこととなります。

協力員は、協力員活動を行うなかで知り得た個人情報について、民生委員と同様に守秘義務が課せられます。

個人情報等の秘密を守るために、以下についてご留意ください。

### ◆本人から同意を得る

個人情報保護法は、自分の知らないところで自分の情報が流通することを防ぐためにあります。行政や民生委員以外の機関等に情報提供する場合、必ず事前に本人からの同意を得るようにしてください。

### ◆うっかり情報漏えいに注意

井戸端会議や喫茶店などで、支援者の実名を出しながら民生委員と打ち合わせをするなどは、絶対避けなければなりません。打ち合わせや会話をする場所に依じて、個人情報を意識する必要があります。たとえ家族であっても、活動で知り得た個人情報について話してはいけません。

### ◆必要ない情報は持ち出さない

訪問記録を控えたメモなど、個人情報が記載されている書類を必要以上に持ち出すと、それだけ紛失のリスクが高くなります。やむを得ず個人情報を持ち出す際は、必要最小限に留めてください。

### ◆不要になった情報は速やかに破棄する

不要になった訪問記録などの個人情報は、個人情報がわからないように処置（裁断など）のうえ、確実に破棄してください。

協力員には、事前に個人情報保護に関する誓約書（様式第2号）を提出していただきます

## 協力員委嘱までの流れ

### ① 地区民児協会長へ協力員設置の要請

民生委員は、担当地区における活動において協力員の設置の必要性を感じた場合には、協力員候補者を選出したうえで、地区民児協会長に推薦します。



### ② 適格性を判断

地区民児協会長は、民生委員の活動状況を考慮し、協力員の設置が必要であるか、かつ、協力員候補者が次の各号に規定する協力員の適格要件などに照らして適格であるか判断します。

#### [適格要件]

- 1 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- 2 地域の実情をよく知っているだけでなく、住民が気軽に相談に行けるような者
- 3 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者
- 4 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者



### ③ 推薦書等の提出

地区民児協会長は、協力員の設置が必要で、協力員候補者も適格であると判断した場合、市長（担当課：福祉総務課）へ推薦書などの書類一式を提出します。

【提出書類：協力員推薦書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）など】



### ④ 委嘱決定

委嘱決定後、市から地区民児協会長・民生委員・協力員それぞれにご連絡をし、委嘱状の交付などについてご案内します。



### ⑤ 協力員活動のスタート

活動内容については、民生委員と十分調整したうえで協力員活動を始めましょう。

## その他

### 活動費の支給

民生委員協力員は、民生委員と同様にボランティアの位置づけで無報酬ですが、実費弁償相当額として、年額12,000円の活動費が支給されます。なお、支払いは年1回（年度を基本として翌年度4月～5月まで）で「口座振替依頼書」に記載された口座にお振込みします。

活動費の支給開始月は委嘱された月からとし、年度途中で退任された場合も在職した月数に1,000円を乗じた金額が支給されます。その場合も支払いは年1回（活動した年度の翌年度4月～5月まで）で、指定された口座にお振込みします。

### ボランティア活動保険

協力員は、社会福祉法人全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入します。加入手続きは市で一括して行いますので、個人の費用負担はありません。

（対象例：協力員活動中の交通事故、転倒による怪我、など）

#### 補償金額（Aプラン）

|         |                      |              |         |
|---------|----------------------|--------------|---------|
| ケガの補償   | 死亡保険金                | 1,040万円      |         |
|         | 後遺障害保険金              | 1,040万円（限度額） |         |
|         | 入院保険金日額              | 6,500円       |         |
|         | 手術保険金                | 入院中の手術       | 65,000円 |
|         |                      | 外来の手術        | 32,500円 |
|         | 通院保険金日額              | 4,000円       |         |
| 賠償責任の補償 | 賠償責任保険金<br>（対人・対物共通） | 5億円（限度額）     |         |

※詳しい補償内容及び最新情報については、ホームページをご覧ください。  
「ボランティア活動保険」で

活動中に事故が発生した場合は、速やかに福祉総務課（TEL 048-259-7647）までご連絡ください。

## 活動報告書の提出

協力員は、毎月「活動報告書（様式第4号）」を作成し、民生委員に提出します。民生委員は、協力員から提出された活動報告書を、自らの活動記録等と併せて翌月の定例会等で地区民児協会長に提出します。

活動報告書の報告事項については、以下のとおりです。

**1 活動日数** その月に協力員として活動した日数

### 2 活動件数

(1) 見守り対象者の状況把握、訪問、安否確認等

安否確認を兼ねた声かけや簡易な訪問をしたときが報告の対象となります。声かけ、訪問等、それぞれ1回につき1件と数えてください。1日に複数回となることも考えられます。

(2) 地域福祉イベント等への参加・協力

地域で開催される福祉イベント、サロン活動（育児・高齢者等）へ参加、協力等したときが報告の対象となります。1つのイベント、サロン活動参加につき1件と数えてください。

(3) 周知・啓発活動

振り込め詐欺の啓発チラシ配布や、熱中症予防の注意喚起などを行ったときが報告の対象となります。1ヶ所に留まって活動したときは1件となりますが、訪問による活動を行った場合には、訪問1世帯につき1件と数えてください。

(4) その他の活動

(1) から (3) いずれにも該当しない活動をした場合の件数を報告してください。

### 3 民生委員との連絡調整回数

民生委員から活動の指示を受けたり、活動の内容を報告するために、電話やメール等で連絡を取り合った回数を報告してください。

1日に複数回となることも考えられます。

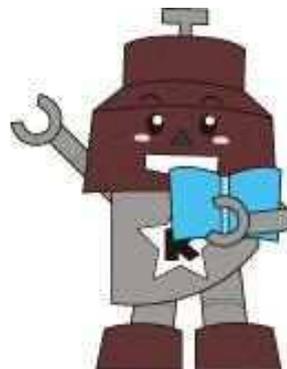
## 辞任する場合

何らかの事情により、任期の途中で協力員を辞任したい場合は、「川口市民生委員協力員辞任届（様式第3号）」を提出してください。辞任届には、地区民児協会長及び担当民生委員の署名（自署）が必要になります。

また、辞任する際には、保有している個人情報などが含まれた文書等は、全て返却（提出）してください。

## 留意事項

- 活動中のケガ、交通事故、熱中症などには、十分に注意してください。
- 金銭の支払いや振込み手続きの代行などは、絶対に行わないでください。
- 活動上で判断に迷った場合は、その場で対処せずに、必ず民生委員に相談してください。



## Q&A

### Q1 協力員の位置付けは？

A 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員ですが、協力員はあくまでも自発的に協力を行うボランティアという位置付けです。協力員は「川口市民生委員協力員設置要綱（P17～18）」に基づき設置され、川口市長が委嘱することとしています。

### Q2 協力員の適格要件は？

A 適格要件については、「協力員設置要綱第4条（P17）」または、「協力員委嘱までの流れ（P8）」をご覧ください。基本的には民生委員の適格要件に準じていますが、民生委員OBによる協力員活動を想定しているため、協力員には年齢要件を設けておりません。

### Q3 協力員の活動範囲（できること、できないこと）は？

A 協力員は、ともに行動する民生委員の担当地区内の活動について、補佐・協力を行います。あくまでも活動の中心となるのは民生委員ですので、具体的な相談の対応や、金銭を扱う業務などは行えません。協力員の活動範囲（協力員ができること、できないこと）については、「協力員の活動内容（P3～4）」をご覧ください。

### Q4 どんなときに協力員を活用すれば良いか？

A 協力員の活用については、「想定される協力員制度の活用事例（P5～6）」をご覧ください。協力員に対してどこまでの補佐・協力を求めるかは、それぞれの民生委員によって異なると思われるので、紹介した事例以外でも協力員が必要だと感じた際には、協力員制度をご活用ください。

### Q5 協力員の選出方法は？

A 希望する民生委員1人につき、1名の協力員を設置することができます。民生委員は、自ら信頼のおける協力員候補者を選出し、地区会長に推薦します。詳しくは、「協力員委嘱までの流れ（P8）」をご覧ください。

Q6 協力員に報酬は出るのか？

A 協力員は民生委員と同様に無報酬ですが、実費弁償相当額として活動費が支給されます。(年額 12,000 円)  
詳しくは、「活動費の支給 (P 9)」をご覧ください。

Q7 協力員よりも民生委員の欠員解消が必要ではないか？

A 民生委員の欠員解消に向けた取り組みについては、地域の状況を踏まえ、段階的に行っていく必要があると考えています。その一方で、現役民生委員の負担軽減に向けた取り組みも必要であると考えており、その一つの手段として協力員制度を導入するものです。

Q8 協力員は、次期の民生委員候補者なのか？

A 協力員制度は、あくまでも現役民生委員の負担軽減を目的に導入するものであり、次期民生委員候補者の選出を目的としているものではありません。しかしながら、協力員を経験した方が民生委員活動を理解し、将来的に民生委員として就任いただくことにより、なり手不足の解消が図られることも期待しています。

Q9 協力員の活動報告の内容は？

A 協力員には、毎月「活動報告書(様式第4号)」を提出してもらいます。報告内容等については、「活動報告書の提出 (P 10)」をご覧ください。

Q10 民生委員の家族が協力員に就任することは可能か？

A 協力員としての適格性に問題がなければ、家族が協力員に就任することは差し支えありません。

Q11 就任した協力員の地域等への周知方法は？

A 民生委員と同行して町会・自治会長宅や見守り対象者宅へ訪問した際に、協力員に就任したことを民生委員から紹介してもらうなどの方法で周知を図っていくことが考えられます。

Q12 協力員活動中のケガや事故等への対応は？

A 民生委員と同様にボランティア活動保険に加入します。  
加入手続きは市で一括して行いますので、協力員個人の費用負担はありません。  
詳しくは、「ボランティア活動保険（P9）」をご覧ください。

Q13 民生委員と協力員との間に上下関係は発生するか？

A 協力員の役割は、民生委員活動の補佐・協力をすることであり、互いに協力関係にあると考えられます。よって、上下関係や主従関係は発生しないものと考えます。

Q14 協力員に活動してもらうのが月1回程度でも良いのか？

A 「想定される協力員制度の活用事例（P5）」でも紹介しているとおり、民生委員が抱える負担は体力的なものだけでなく、心理的、時間的なものなど様々です。月1回程度であっても、協力員に活動してもらうことで民生委員自身の負担軽減につながるのであれば、ぜひ協力員制度をご活用ください。

Q15 任期途中で協力員が必要なくなった場合は？

A 何らかの事情で協力員が必要なくなった場合や、協力員自身の事情により協力員を続けることが難しくなった場合には、「協力員辞任届（様式第3号）」の提出が必要になります。  
詳しくは、「辞任する場合（P11）」をご覧ください。

Q16 主任児童委員として協力員を設置したい場合は？

A 主任児童委員の活動内容は子育てや児童虐待等に特化されていることから、学校や地域との連携が重要であり、協力員の活動範囲を一律に定めることは難しいと考えます。しかしながら、主任児童委員OBを協力員に配置することで、学校や地域との顔つなぎや、継続して問題を抱えている個別の生徒・児童の案件を後任者へ引き継ぐなど、効果的に活用してもらうことができると考えています。

Q17 協力員は「高齢者世帯調査」に関われるのか？

A 対象者宅に民生委員と同行訪問することはできますが、市から名簿を受け取ったり、調査票を記入したりすることは必ず民生委員が行ってください。なお、民生委員からの依頼を受けて、調査対象者の様子を伺うために訪問することなどは、協力員1人で行っても差し支えありません。

Q18 高齢者宅を訪問したところ、個別の相談を受けた場合は？

A 生活に関する相談や介護サービスの相談など、協力員は個別の相談に対して対応することはできません。相談を受けた場合には、簡単に話を聞いたうえで、民生委員につなぐようにします。

Q19 高齢者宅を訪問したところ、具合がかなり悪そうだった場合は？

A 緊急を要すると判断した場合には、迷わず救急車を呼んでください。その後、民生委員に連絡し、親族等へ連絡を取ってもらいます。また、救急車に同乗するよう言われた場合は、同乗できない旨を伝え、搬送先の病院名を聞いて民生委員に連絡するなど、あせらずに落ち着いて対応してください。



## 各種書式・参考資料

- ◆ 川口市民生委員協力員設置要綱 . . . . . 17～18ページ
  
- ◆ 協力員推薦書（様式第1号） . . . . . 19ページ
  
- ◆ 誓約書（様式第2号） . . . . . 21ページ
  
- ◆ 協力員辞任届（様式第3号） . . . . . 23ページ
  
- ◆ 協力員活動報告書（様式第4号） . . . . . 25ページ

## 川口市民生委員協力員設置要綱

### (設 置)

第1条 民生委員法(昭和23年法律第198号。以下「法」という。)に基づき活動を行う民生委員児童委員(以下「民生委員」という。)の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手となる人材を育成することにより、本市の地域福祉の増進を図るため、民生委員活動を補佐する「川口市民生委員協力員」(以下「協力員」という。)を置く。

### (設置基準)

第2条 協力員は、原則として民生委員1人につき1人を置くことができる。

### (推 薦)

第3条 民生委員は、民生委員活動を行うにあたり、協力員を必要とするときは、市内に居住する者の中から協力員候補者を1人選び、法第20条第1項に定める各地区の民生委員児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)会長に対し、協力員の設置を要請することができる。

2 協力員設置の要請を受けた地区民児協会長は、当該民生委員の活動状況を勘案し、協力員設置の必要性及び協力員候補者が次条に規定する適格要件等に該当しているか判断を行うものとする。

3 地区民児協会長は、前項により協力員候補者が適格であると判断したときには、市長に対し、川口市民生委員協力員推薦書(様式第1号)及び同書に記載された添付書類の提出により推薦を行うものとする。

### (適格要件等)

第4条 協力員の適格要件は、次のとおりとする。

(1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者

(2) 地域の実情をよく知っているだけでなく、住民が気軽に相談に行けるような者

(3) 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者

(4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者

### (任期)

第5条 協力員の任期は、協力員設置を要請した民生委員の任期に準じる。

2 協力員の再任は妨げない。

### (委嘱)

第6条 協力員は、第3条第3項による推薦に基づき、第4条に規定する適格要件等の確認を行った上で、市長が委嘱する。

### (職務等)

第7条 協力員は、補佐する民生委員と連携し、その指示及び指導のもとに、民生委員活動を補佐する。

2 協力員の活動状況について、補佐する民生委員に対して、連絡・報告・相談を常に行い、かつ、川口市民生委員協力員活動報告書(様式第4号)を毎月提出する。

(義務)

第8条 協力員は、前条に規定する職務を行うにあたっては、法第15条及び同法第16条に規定される義務に準じた義務を負う。

2 協力員は、その職務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、市長、地区民児協会会長及び補佐する民生委員の指示があった場合を除く。

3 協力員は、前2項の規定を遵守する旨の誓約書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(指揮監督)

第9条 協力員は、その職務に関し、市長、地区民児協会会長、補佐する民生委員の指揮監督を受けるものとする。

(活動費等)

第10条 市長は、協力員に活動実費弁償として月額1,000円を支給することとし、支給基準は次に掲げるとおりとする。

(1) 活動費の支給開始月は、委嘱された月からとする。

(2) 退任又は死亡した協力員の支給終了月は、退任又は死亡した月とする。

(3) 第7条第2項に規定する川口市民生委員協力員活動報告書(様式第4号)の提出において、活動実績が全く無い月の活動費については支給しない。

2 当該年度の活動費は、翌年度の5月までに支給する。

(解職)

第11条 協力員が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、市長は、地区民児協会会長の具申に基づき、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

(3) 協力員としてふさわしくない非行のあった場合

(4) その他、市長が協力員としてふさわしくないと認めた場合

2 市長は、前項に掲げるもののほか、協力員から川口市民生委員協力員辞任届(様式第3号)が提出されたとき、又は協力員が死亡したときは、当該協力員を解嘱するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月 1日から施行する。

## 川口市民生委員協力員推薦書

(あて先)川口市長

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_地区民生委員児童委員協議会

\_\_\_\_\_地区会長(自署)

当地区民生委員児童委員協議会の以下の民生委員児童委員は、民生委員協力員の設置を必要としており、かつ候補者は適格であると認められるので、推薦します。

### 民生委員児童委員(設置要請者)

|           |          |       |      |
|-----------|----------|-------|------|
| ふりがな      |          |       | 〒    |
| 氏名        |          | 住所    |      |
| 担当地域      |          | 電話番号  | — —  |
| 委嘱希望年月日   | 令和 年 月 日 | 担当世帯数 | 約 世帯 |
| 協力員が必要な理由 |          |       |      |

### 協力員候補者

|      |               |       |              |
|------|---------------|-------|--------------|
| ふりがな |               |       | 〒            |
| 氏名   |               | 住所    |              |
| 生年月日 | 昭・平 年 月 日     | 性別    | 男 ・ 女        |
| 年齢   | 歳             | 電話番号  | — —          |
| 職業   | 民生委員<br>経 験 歴 | 有 ・ 無 | 民生委員<br>との関係 |
|      |               |       | 親族・友人・その他    |
| 推薦理由 |               |       |              |

# 記入例

様式第1号

## 川口市民生委員協力員推薦書

(あて先)川口市長

令和 **元** 年 **1** 月 **1** 日

○△地区民生委員児童委員協議会

地区会長(自署) **御成 道雄**

当地区民生委員児童委員協議会の以下の民生委員児童委員は、民生委員協力員の設置を必要としており、かつ候補者は適格であると認められるので、推薦します。

### 民生委員児童委員(設置要請者)

|           |   |       |                     |
|-----------|---|-------|---------------------|
| ふりがな      | <b>あらかわ ゆい</b>  |       | 〒 <b>332-8601</b>   |
| 氏名        | <b>荒川 百合</b>  | 住所    | <b>川口市青木2-1-1</b>   |
| 担当地域      | ○△□丁目~◇丁目   | 電話番号  | <b>048-258-1110</b> |
| 委嘱希望年月日   | 令和 <b>元</b> 年 <b>12</b> 月 <b>1</b> 日                              | 担当世帯数 | 約 <b>450</b> 世帯     |
| 協力員が必要な理由 | <b>隣接する欠員地区をカバーしてきたが、1人で活動を行うことに負担を感じるようになってきたため、協力員の配置を希望する。</b> |       |                     |

### 協力員候補者

|      |  |               |                     |
|------|--|---------------|---------------------|
| ふりがな | <b>かわぐち たみお</b>  |               | 〒 <b>332-0032</b>   |
| 氏名   | <b>川口 民生</b>   | 住所            | <b>川口市中青木1-5-1</b>  |
| 生年月日 | 昭・平 <b>30</b> 年 <b>11</b> 月 <b>10</b> 日                    | 性別            | <b>男</b> ・ 女        |
| 年齢   | <b>64</b> 歳  | 電話番号          | <b>048-259-7647</b> |
| 職業   | <b>無職</b>  | 民生委員<br>経 験 歴 | 有 ・ <b>無</b>        |
|      |  | 民生委員<br>との関係  | 親族・ <b>友人</b> ・その他  |
| 推薦理由 | <b>昔から付き合いがある信頼のおける友人であり、地域での活動にも積極的であるため、協力員として推薦します。</b> |               |                     |

(あて先)川口市長

## 誓 約 書

- ◇川口市民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをしません。
  
- ◇活動上の地位を、宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。
  
- ◇市長、地区民児協会会長及び民生委員児童委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしません。また、その職務を退いた後も同様に漏らしません。

上記について遵守することを誓います。

令和 年 月 日

協力員候補者(自署)

---

# 記入例

様式第2号

(あて先)川口市長

## 誓 約 書

◇川口市民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをしません。

◇活動上の地位を、宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。

◇市長、地区民児協会会長及び民生委員児童委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしません。また、その職務を退いた後も同様に漏らしません。

上記について遵守することを誓います。

令和 **元** 年 **1** 月 **1** 日

協力員候補者(自署)

**川口 民生**

## 川口市民生委員協力員辞任届

令和 年 月 日

(あて先)川口市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名(自署) \_\_\_\_\_

私は民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 辞任日  | 令和 年 月 日        |
| 辞任理由 |                 |
| 確認欄  | 地区民児協会長 氏名(自署)  |
|      | 地区担当民生委員 氏名(自署) |

返却書類 : 民生委員協力員証、保有していた個人情報文書など

# 記入例

様式第3号

## 川口市民生委員協力員辞任届

令和 元 年 2 月 15 日

(あて先)川口市長

住 所 川口市中青木1-5-1

氏 名(自署) 川口 民生

私は民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

|      |   |
|------|---|
| 辞任日  | 令和 元 年 3 月 30 日   |
| 辞任理由 | ※例1 <b>体調不良により協力員を続けることが難しくなったため</b><br>※例2 <b>4月1日から民生委員として委嘱されるため</b> |
| 確認欄  | 地区民児協会長 氏名(自署) <b>御成 道雄</b>   |
|      | 地区担当民生委員 氏名(自署) <b>荒川 百合</b>  |

返却書類 : 民生委員協力員証、保有していた個人情報文書など

# 川口市民生委員協力員 活動報告書

(令和 年 月分)

地区名 ( ) 地区

民生委員・児童委員氏名

協力員氏名

## 1 活動日数

今月は、協力員として 日 活動しました

## 2 活動件数

(1) 見守り対象者の状況把握、訪問、安否確認等 延べ 件

(2) 地域福祉イベント等への参加・協力 延べ 件

(3) 周知・啓発活動（啓発物の配布、注意喚起等） 延べ 件

(4) その他の活動 延べ 件

## 3 民生委員との連絡調整回数

民生委員から活動の指示を受けたり、  
活動内容を報告するために連絡を取り合った回数 延べ 回

自由記載欄（気づいた点など）